

# 公 告

下記特定空家等の所有者等は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第3項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確認できないため、法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月24日

室蘭市長 青山 剛



## 1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 室蘭市中央町2丁目29番地2、29番地4、30番地2、35番地2、36番地2
- (2) 家屋番号 29番2の1
- (3) 構造 鉄骨造4階建(1階の一部を除く)
- (4) 延べ床面積 1,359.77 m<sup>2</sup>

## 2 必要な措置の内容

4の措置期限までに1の所有者等は、所在地上に存する特定空家等を除却すること。

## 3 必要な措置を命ずる理由

上記特定空家等は、平成30年北海道胆振東部地震により、外壁の一部が市道中央町1丁目2条通線へ落下した。建物全体の老朽化が進行し、構造体の耐久度が低下しており、建物内部においては内装材が落下し、アスベストを含んだ鋼材の耐火被覆材が剥落する等荒廃が著しく、今後も周辺へ甚大な被害を与える恐れがあるものと認められ、これを放置することは著しく公益に反するため、当該措置を命じるものである。

## 4 措置の期限

令和元年6月24日

## 5 室蘭市長による措置

上記特定空家等の所有者等が4の措置期限までに2の措置を行わない場合、又は、下記問合せ先へ措置に係わる通知をしない場合は、室蘭市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第9条第1項から第4項の規定により土地に立ち入り、法第14条第10項の規定により当該措置を行う。

## 6 動産等の取扱い

室蘭市長又はその命じた者若しくは委任した者が、上記特定空家等を除却する場合は、建物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の措置期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問合せ先へ通知すること。

## 7 問合せ先

室蘭市都市建設部建築指導課 開発保全係

電話 (0143) 25-2667